

田無第四中学校
P T A 会 則



会則及び細則改正がない限り、卒業まで保存してください

西東京市立田無第四中学校 P T A
令和4年5月21日版

田無第四中学校PTA会則

第1章 総則

第1条 本会は、田無第四中学校PTAと称し、事務所を田無第四中学校（東京都西東京市向台町2丁目14-9）内に置く。

第2条 本会は、保護者と教職員が互いに協力し、家庭と学校と地域社会における生徒の健全な育成と幸福の増進を図ることを目的とする。

第2章 方針及び活動

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる方針に従って活動を行う。

1. 本会は、自主独立の団体であって、他のいかなる団体又は個人の支配、統制、干渉も受けない。
2. 特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利のみを目的とする活動は行わない。
3. 本会又は本会を構成する各役職名において、公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. 学校の経営及び職員の人事に干渉しない。
5. 児童・生徒の教育並びに福祉のために活動する他の団体、又は関係機関と協力する。

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、前条の方針に従い、次の各号に掲げる活動その他本会の目的達成に必要な活動を行う。

1. 教育について深い理解を持つ保護者と教職員になるため、相互の啓発と学習に努める。
2. 保護者と教職員との協力によって生徒の生活向上を図る。
3. 生徒の教育環境の改善に努める。

第3章 会員

第5条 本会の会員は、田無第四中学校に在籍する生徒の保護者と教職員とする。

第6条 会員は、会費を納める。

第7条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第4章 経理

第8条 本会の活動に必要な費用は、会費とその他の収入をもって充てる。

第9条 会費は、定期総会にて承認された、当年度の予算と、家庭数に基づき年額を算出し、定期総会にて承認されるものとする。ただし、上限を年額2,000円とする。

第10条 本会の経理は、すべて総会において議決された予算に基づいて行われ、その決算は会計監査を経て総会に報告され承認を受ける。

第11条 本会の予算の流用は、運営委員会の承認を得て行うことができる。

第12条 本会の会計年度は、4月1日から始まり、翌年3月31日で終わる。

第13条 経理についての必要な事項は、細則で定める。

第5章 基礎組織

第14条 本会の基礎組織は、各学級とする。

第15条 各学級は、同一学級に所属する会員の集まりで、会員相互の交流と教養向上のための活動を行う。

第16条 各学級は、年度当初において、学級代表1名、学級副代表2名（うち1名は担任教職員）を選出する。学級正副代表は、各学級の活動を主宰する。

第17条 同一学年における各学級相互の連絡を図る活動を行うため、年度当初において、同一学年に属する各学級代表から、学年代表1名及び学年副代表2名（うち1名は担任教職員）を選出する。学年正副代表は、各学年の活動を主宰する。

第6章 総会

第18条 総会は、本会の最高の議決機関で、全会員の集会である。

第19条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

1. 定期総会は、新年度開始後なるべく早期に開き、次の各号に掲げる事項を行う。

ア. 前年度活動の報告

イ. 前年度決算の審議及び承認

ウ. 新執行部紹介

エ. 新年度の活動方針及び活動計画の審議及び承認

オ. 新年度予算の審議及び承認

カ. 会則改正の審議及び承認（必要ある場合）

キ. その他

2. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたと
き、又は会員現在数の10分の1以上が、次
の各号に示す書類を会長に提出して開催を要
求したとき、これを開かなければならない。

ア. 臨時総会開催を必要とする理由及び議案
を記した文書

イ. 代表者名を頭書した署名簿

第20条 総会は、開催1週間前までに議案書
を提示し、その日時、場所及び議事を会員に
知らせる。

第21条 総会は、会員現在数の8分の1以上
の出席をもってその議事を開くことができる。
なお、会員は、次の各号に掲げる方法により
総会に出席とすることができる。

1. 他の会員に対する総会における議決権の行
使の委任

2. 書面表決

第22条 総会の議事は、出席者の過半数で決
める。ただし、会則改正については第61条
の規定による。

第7章 執行部

第23条 本会に執行部を置き、以下の役職に
より構成する。

1. 会長1名

2. 副会長3名（うち1名は教職員）

3. 会計3名（うち1名は教職員）

4. 庶務3から5名（うち1名は教職員）

第24条 執行部は、他の役職、会計監査及び
選挙管理委員（第44条に定める選挙に関す
る委員をいう。以下同じ。）を兼ねることは
できない。

第25条 執行部は、全会員の中から投票で選
出される。

第26条 執行部の任期は1年とし、再任は認

めるが、同一役職は2年までとする。ただし、
教職員執行部はその限りではない。

第27条 会長は、本会を代表し、総会及び運
営委員会（第33条に定める運営委員会をい
う。以下同じ。）を招集する。また、選挙に
関する委員会を除く、他のすべての活動に出
席して意見を述べるができる。

第28条 副会長は、会長を補佐し、会長に事
故あるとき、その職務を代行する。

第29条 会計は、総会で決定した予算に基づ
いて、一切の会計事務を処理し、定期総会に
おいて会計報告を行う。

第30条 庶務は、総会及び運営委員会の議事、
並びに本会の活動に関する必要な事項を記録
し重要書類を保管する。

第31条 執行部の各役職は、会長の示すとこ
ろにより、相互に連携し所要の活動を実施す
る。

第32条 執行部に欠員が出た場合は、必要に
応じ、執行部が候補者を推薦し、運営委員会
の承認を得て、当該任期内に限り補充するこ
とができる。

第8章 運営委員会

第33条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関
で、執行部、各学級代表、各学年教職員側副
代表、並びに各専門委員会（第38条に定め
る専門委員会をいう。以下同じ。）正副委員
長、選挙管理委員会正副委員長を運営委員と
して構成し、次の各号に掲げる事項を行う。

1. 総会に提出する議案及び報告書の審議作成

2. 各専門委員会の活動計画及び実行状況の報
告聴取、並びに各専門委員会間の連絡調整

3. 会則に基づく本会の運営に必要な細則の制
定及び改廃

4. その他会則に定めない事項で、執行部、会
計監査、専門委員会、選挙管理委員会及び特
別委員会（第42条に定める特別委員会をい
う。以下同じ。）の権限外の事項の審議

第34条 運営委員会は、原則として2ヶ月に
1回開くものとする。

第35条 運営委員会は、委員現在数の3分の1以上の出席をもってその議事を開くことができる。

第36条 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決める。

第37条 運営委員会は、そのもとに分科委員会として予算委員会を置き、執行部、各専門委員会委員長及び各学年代表を予算委員として構成する。予算委員会は、運営委員会に提出する予算案を作成する。

第9章 専門委員会及び特別委員会

第38条 本会の活動を促進するため次の専門委員会を置く。

1. 広報委員会
2. 標準服リサイクル委員会
3. 卒業対策委員会

第39条 各専門委員会は、年度当初において各学級から選出された、広報委員1名、卒業対策委員（3学年のみ）1名により構成する。なお、標準服リサイクル委員は、保護者側学級副代表が兼任する。

第40条 各専門委員会は、各々その委員の中から、委員長1名、副委員長2名（うち1名は教職員）を選出する。各専門委員会正副委員長は、会長と連携し本会の方針に基づきそれぞれの活動を行う。

第41条 各専門委員会は、次の各号に掲げる活動を行う。

1. 広報委員会は、本会の広報誌を編集発行し、会員に正確な情報を伝え、会員相互の意見の発表交換に努める。
2. 標準服リサイクル委員会は、標準服等物品のリサイクル活動を行う。
3. 卒業対策委員会（略称「卒対（そつたい）」）は、卒業関連行事等に関する活動を行う。

第42条 特別な事項について総会又は運営委員会が必要と認めるときは、臨時に特別委員会を設けることができる。

第43条 特別委員会の設置に当たっては、目

的、組織編制、活動内容を明確にするため、当該委員会に関する細則を定めるものとする。なお、特別委員会の廃止と同時に当該細則は廃止する。

第10章 選挙に関する委員会

第44条 本会の執行部及び会計監査の選挙に伴う事務処理のため、選挙管理委員会（略称「選管（せんかん）」）を置く。

第45条 選挙管理委員会は、年度当初において、各学級から1名、教職員から1名を選出して構成する。

第46条 選挙管理委員会は、委員の中から委員長1名、副委員長2名（うち1名は教職員）を選出する。

第47条 選挙管理委員長は、委員会の事務を統括する。

第48条 選挙管理委員は、執行部候補及び会計監査候補には推薦されない。ただし、選挙管理委員会の同意を得られた場合は、立候補することができる。この場合、選挙管理委員を辞するものとする。

第49条 選挙の実施についての必要な事項は、細則で定める。

第11章 監査

第50条 本会の経理を監査するため、会計監査3名（うち1名は教職員）を置く。会計監査は、全会員の中から投票で選出される。

第51条 会計監査は、任期を1年とし、再選できない。

第52条 会計監査は、以下の各号に定める区分により監査を実施する。

1. 半期監査 年度の上半期終了後、上半期における経理を監査するもの。
2. 年度監査 年度の終了後、前号に示す半期監査より後の経理を監査するもの
3. 臨時監査 会計監査が必要と認めた場合に、当該時期までの経理を監査するもの

第53条 半期監査及び年度監査の結果は総会において報告し、臨時監査の結果は直近の運

営委員会において報告するものとする。

第54条 会計監査は、経理の状況把握のため、必要に応じて、運営委員会のほか専門委員会等各種活動に出席することができる。ただし、いずれの委員会等においても議決権を有しない。

第55条 監査の実施についての必要な事項は、細則で定める。

第12章 免除

第56条 次の各号に掲げる者は免除を受けることができる。

1. 会則第16条で選出された者
2. 会則第39条で選出された者
3. 会則第45条で選出された者

第57条 免除に必要な事項は、細則で定める。

第13章 弔慰金

第58条 会員に不幸があった場合は、本会として弔慰金により弔意を表す。

第59条 弔慰金についての必要な事項は、細則で定める。

第14章 細則

第60条 本会の運営に必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定める。細則の手續に必要な議決数は、細則で定める。運営委員会は、細則の制定又は改廃の場合、その結果を速やかに全会員に知らせ、次期総会に報告する。

第15章 会則の改正

第61条 本会則の改正は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により決める。改正案は総会開催の少なくとも1週間前までに、全会員に知らせるものとする。

附 則

1. 昭和52年7月14日 P T A 設立総会において会則制定、同日施行。
2. 平成25年5月11日 全部改正、同日施行。

3. 平成27年5月17日 第9条改正、同日施行。

4. 令和3年5月22日 第56条から第61条改正、同日施行、第56条及び第57条は平成30年4月1日から適用。

5. 令和4年5月21日 展示発表委員会廃止に関わる第38条、第39条、第41条の一部事項削除、同日施行。

田無第四中学校 P T A 細則改正手続きに関する細則（四中 P T A 細則改正細則）

第1条 本細則は、田無第四中学校 P T A 会則第60条に基づき、細則の手續に必要な議決数について定める。

第2条 細則の改正は、運営委員会において出席者の3分の2以上の賛成により決める。ただし、改正案は運営委員会開催の少なくとも5日前までに全委員に知らせるものとする。

附 則

平成25年5月11日 制定、同日施行。

田無第四中学校 P T A 経理に関する細則（四中 P T A 経理細則）

第1条 本細則は、田無第四中学校 P T A 会則第13条に基づき、経理の実施に関し必要な事項を定める。

第2条 本会の予算科目は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、各予算科目の用途は、運営委員会の承認を得て、予算科目表により定めるものとする。

(項)

運営費

(目)

会議費

需用費

委託費
備品購入費
交通通信費
交際費
弔慰費

(項)

活動費

(目)

一般活動費

(項)

卒業記念品費

保険費

予備費

積立金

第3条 会則第11条に示す予算の流用は、前条の項及び目を異にして予算執行する場合をいう。

第4条 本会の予算の執行責任者は、次の各号に掲げるとおりとし、予算の執行を掌理する。

1. 各学年学級及び各委員会の活動費は、各代表及び委員長とする。

2. 前号以外の経費は、会長とする。

第5条 前条に関わらず、積立金による物品の購入等は、運営委員会の承認を受ける。

第6条 概ね1年以上の耐久性を持つ物品は備品とする。備品の管理は、備品台帳により行う。ただし、次のものは除く。

1. 通常の方法による短期間の使用によって、その性質又は形状を失うことにより使用に耐えられなくなるもの

2. ガラス製品、陶磁器等の破損しやすいもの

第7条 支出手続は、執行責任者が、領収書（物品等が複数にわたる場合は明細がわかる書類）を執行部会計に提出する。この場合、予算額を超過した金額は支出しない。ただし、領収書を徴することができないときは、執行責任者の支払証明書をもってこれに代えることができる。

第8条 帳簿等（〇〇簿、〇〇伝票、預金通帳等）の点検は、執行部会計が当該会計年度の監査（会則第52条に定める各監査）の前に

行うとともに、必要に応じて随時点検を行うものとする。

第9条 当該年度の収支が終了した時には、執行部会計は、帳簿を締め切り、決算書を作成しなければならない。

第10条 執行部会計は、前条に示す決算と併せ、予算委員会に提出する仮予算案を作成するものとする。

第11条 会員の転出入に伴う会費の取り扱いについては、次の各号に掲げるとおりとする。

1. 転入にあつては、転入月の翌月以降の月数分の月割額を徴収する。

2. 転出にあつては、原則返金しない。

附 則

1. 平成25年5月11日 制定、同日施行。

2. 平成29年12月4日 第11条第2項改正同日施行。

田無第四中学校PTA選挙管理に関する細則（四中PTA選挙管理細則）

第1条 本細則は、田無第四中学校PTA会則第49条に基づき、選挙の実施に関し必要な事項を定める。

第2条 執行部及び会計監査の候補者の選出は、以下のとおり行う。

1. 選挙管理委員会は、1、2年の会員に対して立候補者を求める。

2. 選挙管理委員会は、立候補者が定数に満たない場合は、別に定める選出方法により候補者を求める。なお、選出方法については、選挙管理委員会において決定の上、選挙開始前までに運営委員会に報告するものとする。

3. 候補者の話し合いにより、本人の承諾を得て役職別に候補者を決め、その名簿を公表する。

4. 教職員執行部の候補者は、教職員会員の話し合いにより決める。

5. 選挙管理委員会は、執行部及び会計監査候補者の氏名等を、投票前に全会員に公表する。

第3条 執行部選挙の投票は、以下のとおり行う。

1. 会長、副会長、会計、庶務、会計監査の役職ごとに行う。

2. 会長の選挙において、どの候補者も投票総数の過半数に満たない場合には、最高位及び次位の得票候補者2名について改めて投票を行う。

第4条 候補者の数が、それぞれ就任すべき役職の定数と同じ場合は、信任投票を行う。信任投票は一括信任とし、投票数の過半数をもって信任とする。

第5条 投票結果は、速やかに全会員に公表する。

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、執行部候補者を辞退することができる。

1. 執行部のいずれかの役職を経験した者
2. 会計監査を経験した者、ただし翌年のみ。
3. P T A 活動が不可能な事由を持つ者で、選挙管理委員会が認めた者。なお、当該事由にあつては、本人の同意なしに選挙管理委員以外への公表は行わないものとする。

第7条 その他、選挙に関し必要な事項は、当該年度の選挙管理委員会の協議により定めるものとする。

附 則

1. 平成25年5月11日 制定、同日施行。
2. 平成28年5月15日 第6条2項改正、同日施行。

田無第四中学校 P T A 監査の実施に関する細則（四中 P T A 監査細則）

第1条 本細則は、田無第四中学校 P T A 会則第55条に基づき、監査の実施に関し必要な事項を定める。

第2条 監査は、経理の状況について実態を把握し、適正かつ効率的に行われるよう是正、改善を目的とし、次の各号に掲げる方針に基づき行うものとする。

1. 経理の合理的執行の確保のため会則に基づいた処理が行われているかについて監査を実施する。

2. 活動の実施に当たり、予算の効率を高めるため、経済的、効率的及び有効な執行が図られているかについて監査を実施する。

3. 保有する備品等について、適正かつ効率的な管理が図られているかについて監査を実施する。

第3条 監査の実施要領は、次の各号に示す手順によるものとする。

1. 会計監査は、会計監査（P側）と会計監査（T側）ともに、監査の実施を計画する。

2. 会計監査は、執行部会計に対し、監査の実施を通知する。

3. 執行部会計は、経理の状況を会長に報告し、異常の有無について確認を受ける。

4. 会計監査は、執行部会計と、監査実施日の日程調整を実施する。会計監査（P側）と会計監査（T側）の実施日については、努めて同一の日とするが、状況に応じ異なる日を設定することができる。

5. 会計監査は、執行部会計と同席の上、帳簿の管理及び金銭の出納状況について確認を実施する。

附 則

平成25年5月11日 制定、同日施行。

田無第四中学校免除の実施に関する細則（四中 P T A 免除細則）

第1条 本細則は、田無第四中学校 P T A 会則第57条に基づき、免除の実施に関し必要な事項を定める。

第2条 免除は、児童の卒入学にかかわらず、世帯単位で受けることができる。

第3条 すべての免除は、本会に設置されたすべての役職の就任及び再任を妨げない。

第4条 目安として想定した世帯数を下回った場合は、免除について見直すこととする。

第5条 免除期間等については、別表（四中PTA執行部及び各委員免除早見表）で定める。

附 則

令和3年5月22日 制定、同日施行、平成30年4月1日から適用。

田無第四中学校PTA弔慰金に関する細則（四中PTA弔慰金細則）

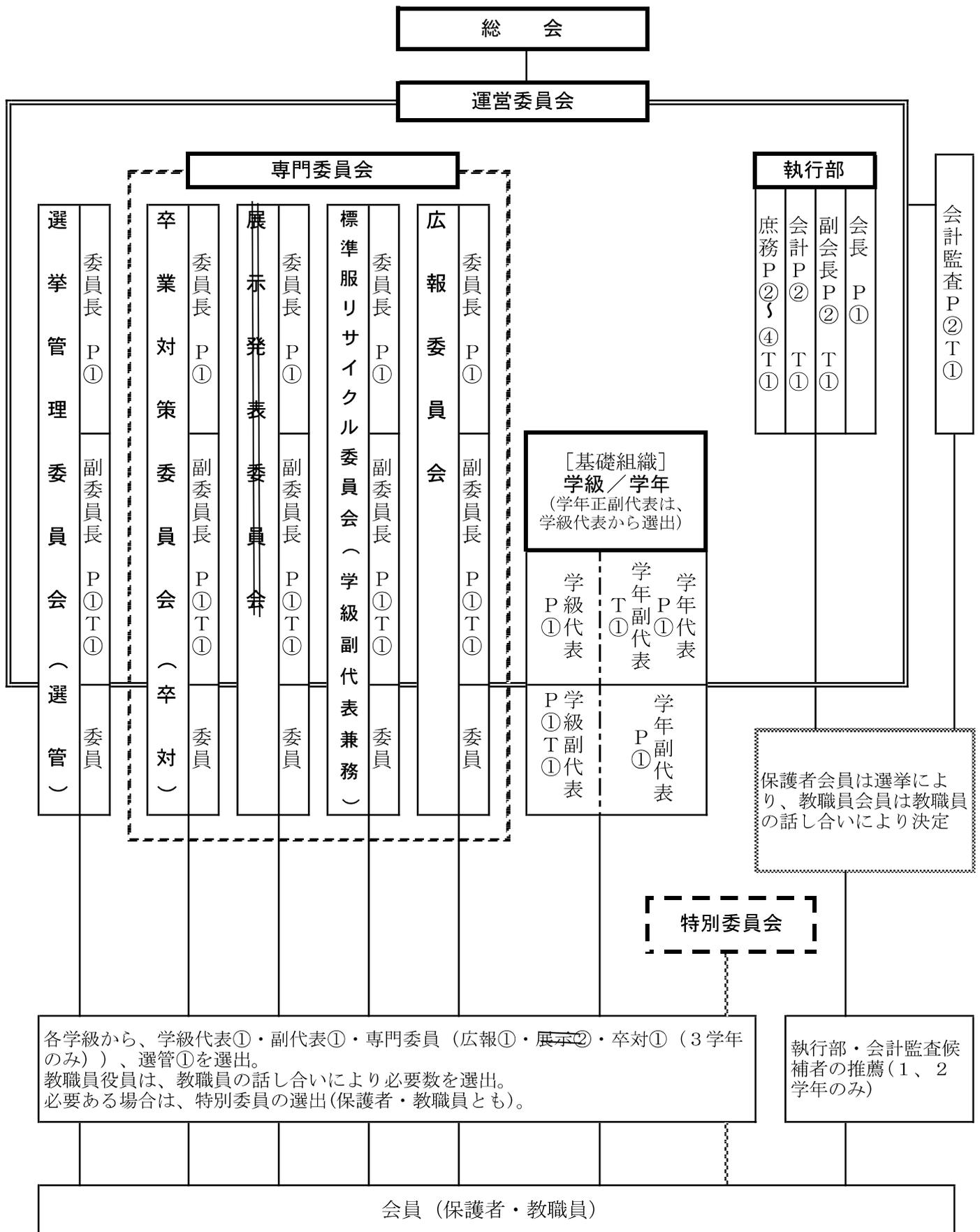
第1条 本細則は、田無第四中学校PTA会則第59条に基づき、本会の弔慰金を定める。

第2条 会員、生徒又は学校関係職員のいずれかが死亡した場合、また、それらの配偶者が死亡した場合、一律5,000円の弔慰金とする。

第3条 各条項に規定されていない事項で弔慰金の必要が生じた場合には、執行部において協議・決定し、実施結果を次回運営委員会に報告する。

附 則

平成25年5月11日 制定、同日施行。



注1：各役員職名の下、「P」は保護者会員を、「T」は教職員会員を表す。

注2：○付き数字は、定員を表す。

田無第四中学校PTA予算科目表（田無四中PTA経理細則第2条関連）

款	項	目	節	用途
P T A 活 動 費	運営費	会議費	会議費	運営委員会等会議に必要な湯茶、消耗品等
		需用費	需用費	1. 印刷用紙、文房具等、都度消費されるもの（3,000円未満を基準） 2. 学校サポート隊の活動に必要な経費 3. 燃料費、備品の修理費、処分費等継続性のない経費
		委託費	保守委託費	印刷機の保守委託
		備品購入費	備品購入費	湯沸かしポット、手提げ金庫、長テーブル等で、概ね1年以上の耐久性を持つもの
		交通通信費	交通通信費	役員、学級代表、各専門委員正副委員長の使用する交通費及び通信費
		交際費	交際費	入学式及び卒業式における電報・レタックス等
		弔慰費	弔慰費	弔慰金細則に定める経費
	活動費	一般活動費	広報委員会費	広報委員会の活動に必要な経費（印刷経費、通信費、会議費等）
			選挙管理委員会費	選挙管理委員会の活動に必要な経費（互選会費、会議費等）
			学習研修費	学習研修会に必要な経費（講師謝礼、湯茶等）
			学年学級活動費	各学年、学級の活動に必要な経費（懇談会、湯茶、豚汁等）
			標準服リサイクル委員会費	標準服リサイクル委員会の活動に必要な経費（会議費等）
			卒業対策委員会費	卒業対策委員会の活動に必要な経費
			分担費	育成会会費
	卒業記念品費	卒業記念品費	卒業生への記念品のための経費	
	保険費	傷害保険費	傷害保険費	
	予備費	予備費	年度当初に想定されていない支出へ充当するための経費	
	積立金	積立金	1. 大型備品（パソコン、プリンタ、ファンヒーター（暖房器具）、印刷機）購入経費 2. 周年行事に必要な場合の経費 3. PTA室の修繕に必要な経費	

※湯茶等については、過度な飲食に用いないこと。